

明日葉保育園武蔵新城園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	株式会社あしたばマインド
所 在 地	東京都港区芝 4-13-3 P M O 田町東 10 F
電 話 番 号	03-3453-3335
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 大隈 太嘉志

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	明日葉保育園武蔵新城園
施 設 の 所 在 地	川崎市高津区千年 1026
電 話 番 号	044-740-9993
受 入 年 齢	生後 5 か月～小学校就学前
利 用 定 員	乳児 5 人 1・2 歳児 22 人 3 歳以上児 38 人
開 設 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日

3 施設の目的及び運営の方針

明日葉保育園武蔵新城園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	657.0 m ²
園舎の構造・規模	木造平屋建て
園 舎 面 積	348.04 m ²
園 庭 面 積	168.02 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
0歳児室	1室	19.15㎡	
1歳児室	1室	33.74㎡	
2歳児室	1室	28.02㎡	
3歳児室	1室	28.02㎡	
4歳児室	1室	28.02㎡	
5歳児室	1室	29.09㎡	
調理室	1室	19.92㎡	
事務室	1室	12.89㎡	医務スペース含む

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	11人	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	2人	給食調理

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

(4) 食育プログラムの実施

栄養士によるクッキングなどの食育プログラムを行います。

(3) リトミックの実施

専門講師によるリトミックを行います。

(4) 体操プログラムの実施

グループ法人所属講師による体操教室を行います。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人 田園都市溝の口つつじ内科クリニック
所在地	神奈川県川崎市高津区新作 3-1-4
電話番号	044-860-3103

(2) 歯科

医療機関の名称	さちこども歯科
所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中 5-3-1 ソリッドビル 2F
電話番号	044-798-0970

12 緊急時等における対応方法

当園は、保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、嘱託医またはかかりつけ医に連絡をとるなどの必要な措置を講じます。

なお、保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が取るべき措置を行いますので、あらかじめご了承ください。

受診医療機関	医療機関名：田園都市溝の口つつじ内科クリニック 所在地：川崎市高津区新作 3-1-4 電話番号：044-860-3103
救急隊	管轄消防署名：高津消防署 住所：川崎市高津区二子 5-14-5 電話：044-811-0119 子母口出張所 住所：川崎市高津区子母口 298-2 電話：044-766-0119
警察署	管轄警察署名：高津警察署 住所：川崎市高津区溝口 4-5-1 電話：044-822-0110

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ・避難用リュック 有 ・ミネラルウォーター 有 ・ラジオ 有 ・備蓄米・食糧 有 ・懐中電灯 有
避難場所	◆第一避難場所 橘小学校（高津区千年 1024）

	◆第二避難場所 橋中学校（高津区千年 1300）
広域避難場所	市民プラザ（高津区新作 1-19-1）

14 虐待等の防止のための措置

児童虐待防止法第5条において、児童福祉施設等の職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない旨が規定されています。また、同法第6条には、虐待を受けている児童を発見した者に通告がある旨も規定されています。確信がない場合でも通告義務に基づき、関係機関と情報連携を図り、虐待防止に努めていきます。当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等、必要な体制整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 園長 ・苦情解決責任者 株式会社あしたばマインド 取締役社長執行役員 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。</p>
第三者委員	3名
	連絡先は園内にて掲示

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償保険
保険の内容	対人賠償 1名 1億円
	1事故 10億円
	対物賠償 1事故 1千万円まで

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎は御遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	<p>◆利用する延長保育時間</p> <p>朝夕の各 30 分延長 月額 1,000 円</p> <p>1 時間延長 月額 2,000 円</p> <p>1 時間半延長 月額 3,000 円</p> <p>2 時間延長 月額 4,000 円</p> <p>ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除</p>
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額 1,500 円
延長保育 スポット利用料	延長保育のスポット利用時の費用・補食代・夕食代	<p>◆スポット延長利用料 30 分 500 円</p> <p>◆補食代 1 食 100 円</p> <p>◆夕食代 1 食 500 円</p> <p>※夕食利用は 19:00 以降とさせていただきます。また、食材発注や職員体制を整える必要から原則 3 日前までに事前申し込みをお願いいたします。</p>
主食代	3 歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額 2,000 円
副食代	3 歳以上の児童に提供する給食費として、主食代以外（補食含む）について、無償化に伴い実費分をご負担いただくもの。	<p>月額 4,500 円</p> <p>ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除</p>
※帽子、文房具、遠足費等	個人に対する実費をご負担いただくもの	<p>帽子代 1,050 円 のり 220 円</p> <p>お手紙入れ 230 円 はさみ 440 円</p> <p>クレヨン 730 円 自由画帳 290 円</p> <p>おむつ 1 枚/30 円 パンツ 300 円</p> <p>布団カバー 2,420 円</p> <p>(時価により多少の変動あり)</p>